

丹波市市民参加型プラットフォーム構築運用業務 受託候補者特定に係る評価要領

丹波市市民参加型プラットフォーム構築運用業務に係るプロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 評価手順

- (1) 1次審査では、提出書類に対して事務局が評価を行う。ただし、参加者が3者以下の場合は、1次審査を行わない。
- (2) プレゼンテーション(2次審査)では、提出書類を基にしたプレゼンテーションに対して評価委員が審査を行う。
- ア) 実施日時 令和7年5月12日（月）午後2時～5時（予定）
イ) 実施場所 丹波市役所本庁2階中会議室
ウ) 実施時間 1者あたり50分以内
※プレゼンテーション（30分）、ヒアリング（20分）

2 評価方法

- (1) 採点基準に基づき審査した各評価項目の評価点に係数を乗じた点数の合計を評価点数とする。なお、評価点は5段階評価とする。
- (2) 評価項目及び配点は次のとおりとし、満点を100点とする。
- (3) 1次審査とプレゼンテーション（2次審査）の評価項目及び配点は同一とする。
- (4) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
1 本業務の目的・趣旨等の理解	本業務の目的・趣旨等を理解し、仕様書に掲げる本市が抱える課題解決につながる意欲的な提案であるか。また、プラットフォームの全体像が分かりやすく示されているか。	10
2 構築業務	市が求めるテーマに沿って、利用者が使いやすいよう既存のシステムをカスタマイズしたプラットフォームが構築できるか。	10

3	操作性	テーマや設問の配置、投稿フォームなど、利用者にとってわかりやすく、直感的に操作できるプラットフォームであるか。	10
4		管理者（市職員）がテーマにあわせてプラットフォームを構築する際、直感的に操作できるか。	10
5	運用支援	幅広い知見とノウハウをもとに、プラットフォームの活用促進等に繋がる助言など、より効果的な運用支援が図られるか。	10
6		プラットフォームを活用した議論を活性化させるため、対面での会議との連携などにかかるファシリテーション支援が十分図られるか。	10
7	個人情報の保護	特定の個人や組織を誹謗中傷するなど、不適切な投稿への対策は十分であるか。	10
8	広報支援	プラットフォームの取組の周知啓発につながる資料作成等、効果的な広報支援が図られるか。	5
9	研修等の実施	職員や市民等がプラットフォームの機能や操作方法を習得できる研修（説明）が期待できるか。	5
10	独自提案	職員の利便性が高まり、業務の効率化や働き方の改善につながる追加提案があるか。プラットフォーム活用の促進等に繋がり、本市にとって有益な追加提案であるか。	10

11	業務実績	本業務と同等の業務の実績を有しているか。 ※1件につき1点とし、5件以上は5点とする。	5
12	業務価格	事業内容に対して妥当な額となっているか。 $5 \times (1 - (\text{提案価格}/\text{委託上限額}))$ ※小数点以下四捨五入	5
合 計		100	

(5) 採点基準

評価点	採点基準
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

3 受託候補者の特定

- (1) 各評価委員は、企画提案書など提出された書類及びプレゼンテーションの内容に対して採点を行い、点数の高い者から評価順位をつけ、各評価委員の順位を合計し、その合計値が最も低い提案者を受託候補者として選定する。また、2番目に低い提案者を次点候補者とする。
- (2) 順位の合計が最も低い受託候補者が2者以上ある場合は、評価項目1～12の得点合計がより高い者を受託候補者とする。
- (3) 前記の方式をもって比較しても差がない場合は、評価委員会の多数決により選定する。
- (4) 基準点（評価点の合計平均60点）に達した者がいないときは、受託候補者の選定は行わない。
- (5) 企画提案書を提出したものが1者のみであった場合は、その者を上記の評価基準に基づき審査したうえで協議し、評価委員会が認めた場合はその者を最適な者として特定する。